

由布市住民自治基本条例



目次

- 1 条例を制定した理由は?..... 2P
- 2 条例の内容とポイント 4P
- 3 条例文 7P
- 4 主な用語・用法 14P



由布市

平成21年10月1日施行

みんなできつくるうー!
わたしたちのまち

1 条例を制定した理由は？

私たちの市を含めた地方自治体は、地方分権の推進や市町村合併による広域化、また国からの地方交付税の削減などにより、これまでと違った自治体の運営が求められています。

由布市のまちづくりを進める上で、限られた財源の中で市民のしあわせを希求し、自ら考え行動し、ルールをつくり、共に自立できる地域社会を創造していかなければなりません。

そのためには、市民がまちづくり（自治）についての役割を認識、自覚し、さまざまな形で積極的に市政に関わり、市民・議会・行政と力を合わせ、お互いに協力し合いながらまちづくりに取り組むことが必要です。

これからは、それぞれの責任を自覚し、市民が担うべき役割と、行政と議会が担わなければならない役割を適切に分担し、協力し合ってまちづくり（自治）を進めていく「道しるべ」とするためにこの条例を制定するものです。



「自治」ってなんだろう？

改めて「自治」と言われるとなんだか難しいもののように聞こえますが、分かりやすく言えば「自分たちのことは自分たちで決めましょう」というのが自治の基本です。つまり住民自治とは、「まちの課題や問題をみんなで解決し、自分たちのまちをみんなで一緒につくっていきましょう」ということです。

住みよい、暮らしやすい由布市をつくるためには、いま何が問題になっているのか、それを解決するにはどのようにしたら良いのか、その答えをみんなで考えて話し合ったり、行政や議会や市民の皆さんと一緒に協力して行動していかなければなりません。

そのために身近な地域で活動したり、協力しあったり、あるいは市政運営に参加したり協力することが「自治」です。



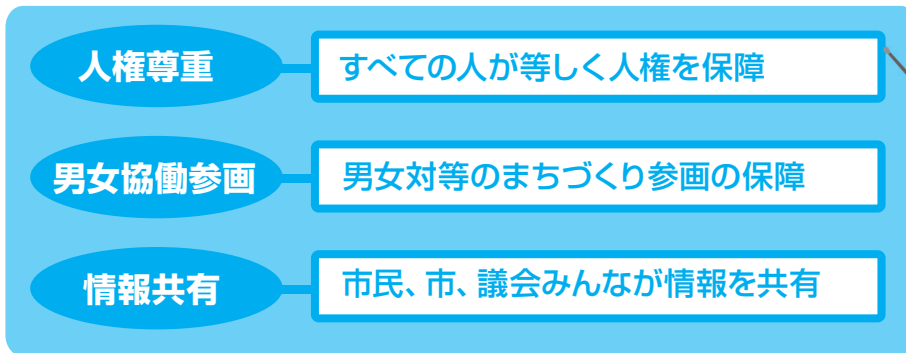
この条例ができるとどうなるの？

この条例は、みなさんの生活を特別に拘束したり、管理・強制したりするものではありません。市民の皆さんの自発的、自主的なまちづくりへの参加を促すものであり、この条例が制定されたことによって、市民や市（行政）や議会の果たすべき役割や市の制度を整理して示すことで、さらにみなさんの意識が高まり、市民が主体のまちづくりの実践が進むことを目指しています。

この条例で、由布市の住民自治の基本的な考え方を確認して、市民のみなさんで自治を進めていきましょう。

自治を進める3つの原則

この条例では今後の自治を進めていく上で、市民が主体的な自治の担い手となり、市や議会とともに目指すべき未来像に向けた認識を共有し、自治に参画するための3つの基本原則と定めています。



条例のイメージ図

- 条例の基本となる考え方をイメージとして、市民、議会、市長の三者として分かりやすく図面にしています。
- 市民は市民等を、市長は市を、議会は議員を含みます。

情報共有

みんなで情報を共有することが大切



市民の意志の把握と反映、情報の提供

市民

市政運営に関する情報を知る権利

議会

市政運営に関する情報

市長

市政運営に関する情報の積極的な公開と提供

市民参画

市民のみんなの声が活かされる市政運営へ



市民の意志の把握と反映、情報の提供

市民

- 市政運営への参画権利、地域自治への貢献の責務
- 自らの発言と行動に責任の義務

議会

市の政策の意志形成

市長

- 市民参画の機会を保障
- 市民参画の周知
- 市民参画の制度の検討

協働

みんなで一緒にまちづくりを進めます



市民の意志の把握と反映、情報の提供

市民

- まちづくり活動の積極的な取り組みと協働の努め
- コミュニティの役割の自覚と認識

尊重・協力

議会

公共的な目的

市長

尊重・協力

尊重・協力

市民・議会・市が役割と責任を自覚し相互の立場を尊重し、対等の立場で協力する

2 条例の内容とポイント

条例で定めていること

この条例では、由布市のまちづくりの目標と基本理念を明確にしています。その目標を実現するために自治の担い手である市民・議会・行政の権利と責務、役割を定めるとともに市政運営の基本的なしくみや市民参画や協働のあり方について明らかにしています。



第1章 **『総 則』** 第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 条例の位置づけ

主な内容

この条例は由布市の住民自治を実現するために必要な「まちづくりの原則」を定めたものです。この条例に定められたことを実現するために、市や議会が必要に応じて市にあるさまざまな条例等を整備していきます。

第2章 **『まちづくりの基本理念と基本原則』**

第4条 基本理念

第5条 基本原則



主な内容

まちづくりは主権者である市民のみなさんが主体的に進めます。だれもが対等の立場で、平等に参画・協働する機会が保障されています。

第3章 **『市民等と事業者の権利と責務』**

第6条 市民等と事業者の権利



主な内容

市民のみなさんや市内の事業者の方々には、自発的にまちづくりや地域活動に参加し、活動する権利があります。そのために必要な情報を求めることもできます。

第7条 市民等と事業者の役割と責務

主な内容

市民のみなさんや市内の事業者の方々には、積極的にまちづくりや地域活動に参加し、協力する努力をしなければなりません。自治会への加入やコミュニティ活動への協力など、地域自治に貢献するよう努めることとしています。



第4章 「議会・議員の役割と責務」

第8条 議会の役割と責務

第9条 議員の役割と責務

主な内容

議会は、市民を代表する議決機関として、市民のみなさんの声を常に聞き、民主的な議会運営をしなければなりません。また、議会は自分たちで政策を作り、政策を審議する機能を充実させ、より良い議会を目指して努力しなければなりません。議員は、市民の代表として常に市全体の利益を考え、自己研さんにつとめなければなりません。



第5章 「市長等の役割と責務」

第10条 市長の役割と責務

主な内容

市長は、市民の代表者として公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。また市政の情報については市民に十分説明をし、分かりやすく効率的な組織運営に努めなければなりません。



第11条 市及び職員の役割と責務

主な内容

市は、市民からの意見や要望、苦情などには速やかで誠実に対応しなければなりません。また、職員もまちづくりの一員として、積極的に自治活動に参加しなければなりません。

第6章 「市政運営」

第12条 市政運営

第13条 総合計画

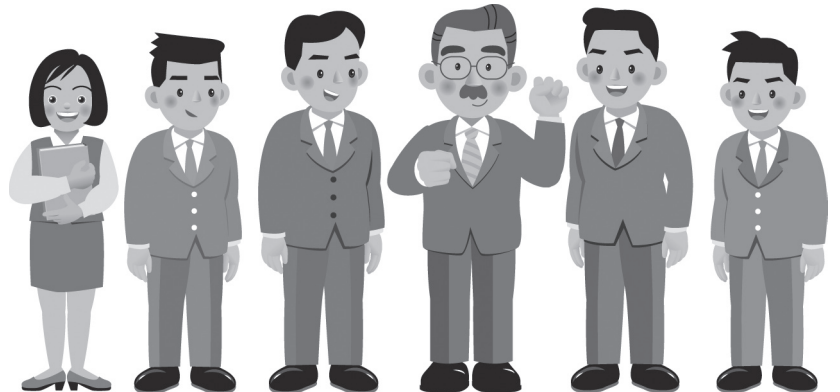
第14条 情報共有の推進

第15条 個人情報の保護

第16条 評価の実施・公開

第17条 財政運営

第18条 行政手続



主な内容

総合的な市政を運営していくために「総合計画」を最上位計画として位置づけ、市はすべてこの計画にもとづいて市政運営をしていきます。

また、市は市政に関する情報を積極的に公開したり、市民に分かりやすく提供しなければなりません。

さらに、市はまちづくりを進めるときには、市民の理解を充分得られるようにしながら進めなければなりません。

第7章 「連携と交流」

- 第19条 市内外の人々及び交流者との連携
- 第20条 国・県・他の市町村等との連携
- 第21条 国際交流



主な内容

市や議会、市民のみなさんで、市内外の人々や交流する人たちの知恵や意見をまちづくりに活用していきます。また、国や県、他の市町村などとも連携してまちづくりを進めます。さらに国際交流も推進していきます。

第8章 「参画と協働」

- 第22条 計画等への市民参画
- 第23条 パブリックコメント

主な内容

市はまちづくりに関する重要な条例や計画などを作ったり変えたりするときは、委員会や審議会を設置したり、説明会やアンケートを行うなどして、十分に市民の意見を集め、その意見を取り入れるようにしなければなりません。



第24条 「協働のまちづくり」

主な内容

市民のみなさんは、まちづくりの担い手として地域活動に主体的に取り組み、市や議会と一緒に協働のまちづくりを進めるように努めてください。

第25条 「住民投票」

主な内容

市政について特に重要なことについては、市長は住民投票で市民のみなさんの意志を確認することができます。

第9章 「環境・景観の保全・形成」

- 第26条 環境・景観の保全・形成



主な内容

市や議会は、市民の共有財産である自然景観や街並み景観を保全しなければなりません。また市民や事業者、交流者も、由布市の環境や景観を守り、伝えていくように努め、積極的な協力をお願いします。



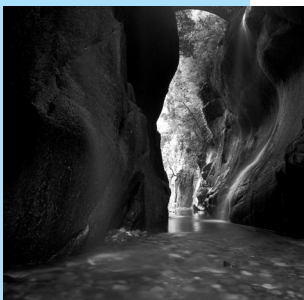
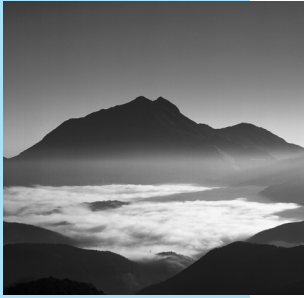
第10章 「条例の検討及び見直し」

- 第27条 条例の検討及び見直し

主な内容

この条例は、まわりの状況や社会変化に応じて見直し、より良い条例に発展させていきます。





前 文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則（第4条・第5条）

第3章 市民等と事業者の権利及び責務（第6条・第7条）

第4章 議会・議員の役割と責務（第8条・第9条）

第5章 市長等の役割と責務（第10条・第11条）

第6章 市政運営（第12条—第18条）

第7章 連携と交流（第19条—第21条）

第8章 参画と協働（第22条—第25条）

第9章 環境・景観の保全・形成（第26条）

第10章 条例の検討及び見直し（第27条）

附 則

前 文

平成17年10月1日、挾間町、庄内町及び湯布院町の合併により由布市が誕生しました。由布市は、由布岳や黒岳に象徴される緑の山々、大分川水系の清流、肥沃な大地、豊富で良質な温泉など、豊かな自然に恵まれています。それぞれの地域では、固有の特色や地域資源を生かした生活と多様な産業の営みを通じて活発な交流が生まれ、人々の暮らしを支えとともに、先人が脈々と築いてきた歴史や文化、風土が息づいています。由布市は、この資産・資源を大切に、繁栄の糧として生かすまちをめざしています。

まちづくりは、わたしたち由布市民が市の現況と将来像についての認識を共有し、主体的に自治に参画することにより進められることが必要です。また、基礎的自治体である由布市は、市民の負託にこたえ、将来にわたり市民が安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、市内に暮らすすべての人と協働して実現していく責務があります。

このために、市民、市及び議会の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。そして、わたしたちは、深い信頼と融和のきずなのもとに、市民が主役となった自治の向上による参画と協働のまちづくりを積極的に推進することにより、由布市の発展を支えていかなければなりません。

わたしたち由布市民は、市民と市及び議会がまちづくりに関する情報を共有し、知恵と力を結集することで、誇りある自治のまちを実現し、次世代に継承していくことをめざして、ここに由布市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、主権者である由布市民が自治の担い手として、市や議会とともにまちづくりを推進するために、市民等の権利と責務並びに市及び議会の役割等、自治の基本的事項を明らかにし、住民自治の実現を図ることを目的とする。



(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民とは、由布市内に住所を有する人をいう。
- (2) 市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う人若しくは団体をいう。
- (3) 市とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に定める執行機関をいう。
- (4) 事業者とは、由布市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体をいう。
- (5) 交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる人をいう。
- (6) 協働とは、由布市を構成する市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互の立場を尊重し、対等の立場で目的達成のために協力することをいう。
- (7) コミュニティとは、自主性と責任を自覚した市民等が構成する自治会、高齢者団体、女性団体、青少年団体、文化・スポーツ団体、福祉団体等、地域社会を形成する団体及び組織をいう。
- (8) まちづくりとは、市民等と市及び議会が協働して住民参画により自治の向上をめざし、すべての人が物質的にも精神的にも安全で安心して生活できる環境を実現するための活動をいう。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、まちづくりの原則であり、市は、他の条例、規則等の制定、改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 市及び議会は、この条例の目的を達成するために、必要に応じて関係条例の整備に努めなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

(基本理念)

第4条 まちづくりは、主権者である市民が、主体的に参画するとともに、市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、及び協働して推進することを基本とする。



(基本原則)

第5条 市民等、市及び議会は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進する。

- (1) 人権尊重の原則 すべての人が、等しく人権を保障されること。
- (2) 男女共同参画の原則 男女が、対等の立場でまちづくりに参画する機会を保障されること。
- (3) 情報共有の原則 市民等、市及び議会が積極的にまちづくりに関する情報を共有すること。

第3章 市民等と事業者の権利及び責務

(市民等と事業者の権利)

第6条 市民等及び事業者は、自発的にまちづくりに参画し、又はコミュニティに参加し、活動する権利を有する。

- 2 市民等及び事業者は、市が保有するまちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら求める権利を有する。

(市民等と事業者の役割と責務)

第7条 市民等及び事業者は、行政サービスにともなう納税の義務を果たさなければならない。

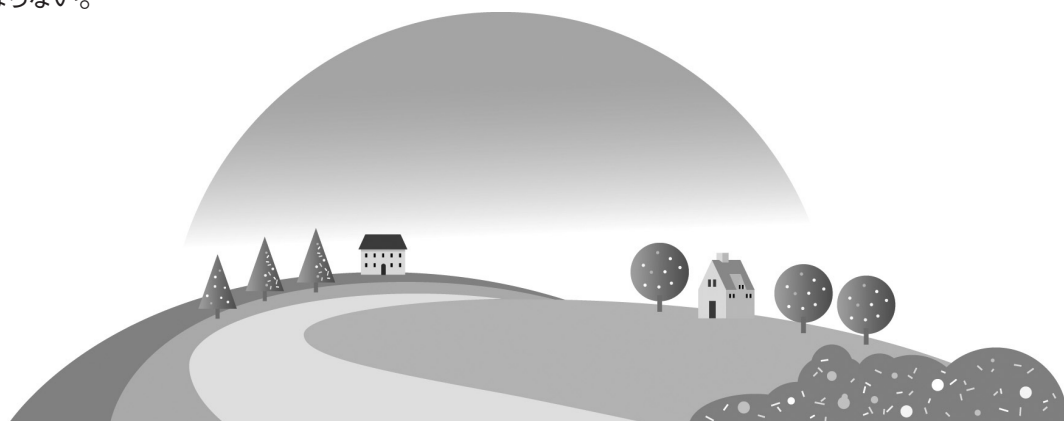
- 2 市民等及び事業者は、積極的なまちづくりへの参画及び地域自治への貢献に努めるものとする。
- 3 市民等及び事業者は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- 4 市民等は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、当該地域のコミュニティへ参加する努力と、活動のための応分の負担をすることにより維持及び振興に努めるものとする。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、コミュニティへの参加や協力等を行い、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

第4章 議会・議員の役割と責務

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、多様な民意を反映する複数の議員による合議体として、市の意思決定のために自由かつ適当な討議を行い、民主的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、市民の負託に応えるため、市民の意思の把握と反映及び情報の提供に努めなければならない。
- 3 議会は、市政が市民の意思を反映して適切に運営されるよう調査及び監視機能の向上に努めなければならない。



- 4 議会は、政策立法、政策審議に関する機能を充実させ、議会活動の向上に努めなければならない。
- 5 議会は、住民自治の役割を認識し、市民の意思を市政に反映させるため、よりよい議会のあり方をめざし、不断の議会改革に努めなければならない。

(議員の役割と責務)

第9条 議員は、市民の代表として自己研さんに努めるとともに、常に市全体の利益を活動の指針として職務を遂行しなければならない。

- 2 議員は、市民の負託に応えるため、市政の課題についての調査研究及び市民の意思把握のための活動に努めるとともに、自らの審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第5章 市長等の役割と責務

(市長の役割と責務)

第10条 市長は、市民の代表者としてその負託に応えるために、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

- 2 市長は、まちづくりの基本理念実現のための施策等について市民への説明に努めなければならない。
- 3 市長は、市民の多様な行政需要に柔軟かつ迅速に対応でき、市民にわかりやすい効率的な組織及び機構の編成に努めなければならない。

(市及び職員の役割と責務)

第11条 市は、市民等のまちづくり参画の権利を保障するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民等からの意見、要望及び苦情等に対して、速やかで誠実な対応に努めなければならない。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携の促進に努めなければならない。
- 4 市の職員は、まちづくりの一員としての役割を自覚し、積極的にコミュニティへ参加するよう努めなければならない。

第6章 市政運営

(市政運営)

第12条 市は、多様化、高度化する行政需要に対応するために総合的な市政運営に努めなければならない。



(総合計画)

第13条 市は、計画的な市政運営を図るために、まちづくりの基本理念に基づいた基本構想、基本計画（以下、「総合計画」という。）を策定し、進行管理を行うとともに適宜見直すものとする。

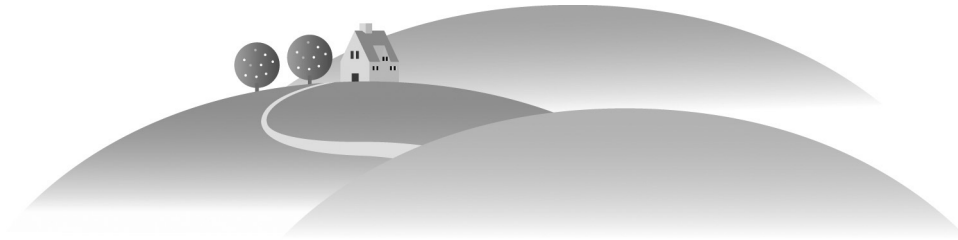
2 市は、総合計画を市の最上位計画として位置づけ、他の計画の策定にあたっては、総合計画との整合性の確保に努めなければならない。

(情報共有の推進)

第14条 市は、市政に関する情報の積極的な公開及び提供並びにまちづくりに関する情報の収集及び活用に努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等にわかりやすくするよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。



(個人情報保護)

第15条 市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理にあたっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう個人情報の保護に努めなければならない。

(評価の実施・公開)

第16条 市は、まちづくりの目標達成のために、施策及び事業の取り組みの有効性及び効率性等について、外部や市民等の視点を交えた客観的な評価を実施するものとする。

2 市は、評価の結果について、わかりやすい形で市民等に公開するよう努めなければならない。

(財政運営)

第17条 市は、総合計画を基本に計画的な予算の編成及び執行に努めなければならない。

2 市は、予算、決算等の財政に関する状況を市民等に公開し、理解を深めるよう努めなければならない。

3 市は、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(行政手続)

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の権利と利益を保護するよう努めなければならない。

第7章 連携と交流

(市内外の人々及び交流者との連携)

第19条 市民等、市及び議会は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、市内外の人々及び交流者の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めなければならない。

(国・県・他の自治体等との連携)

第20条 市民等、市及び議会は、国、県、他の自治体及びその他関係機関と連携して、効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

(国際交流)

第21条 市民等、市及び議会は、国際的視点に立った発展の重要性を認識し、国際交流の推進に努めるものとする。

第8章 参画と協働

(計画等への市民参画)

第22条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定、変更及び実施にあたっては、説明会の開催、アンケートの実施及び審議会の設置等の方法により、適切かつ効果的な市民参画の実現に努めなければならない。

- 2 市は、委員会や審議会等の附属機関の委員を任命しようとするときは、公募により選出された委員を加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、公募に適さない場合又はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。
- 3 前項の公募及び選考について必要な事項は、市長が適切に定める。

(パブリックコメント)

第23条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定及び変更にあたっては、市民に事前に公表し、意見を募集するよう努めなければならない。

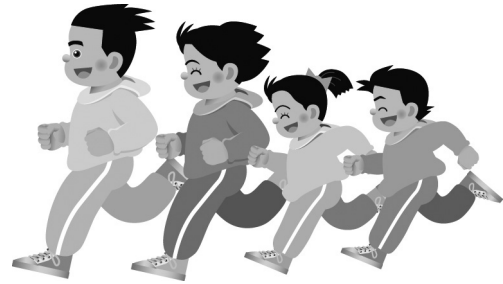
- 2 市は、前項の規定により提出された意見を検討し、反映に努めるとともに、その結果を公表するものとする。



(協働のまちづくり)

第24条 市民等は、まちづくりの担い手としてコミュニティの役割を認識し、次の活動に主体的に取り組み、市及び議会との協働に努めるものとする。

- (1) 相互扶助に関すること。
- (2) 生活環境の維持、改善に関すること。
- (3) 安全な地域社会の形成に関すること。
- (4) 地域資源の保護、伝承に関すること。
- (5) その他、地域づくり活動に関すること。



(住民投票)

第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の同意を得て住民投票を実施することができる。

第9章 環境・景観の保全・形成

(環境・景観の保全・形成)

第26条 市及び議会は、市民等の共有の財産として、市民等が健康で文化的な生活を営むことのできる環境並びに豊かな自然及び良好なまち並み景観の保全並びに形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。

2 市民等、事業者及び交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

第10章 条例の検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

第27条 市民、市及び議会は、自治の推進に向けた取り組みをととして、この条例の不断の検証に努め、必要な見直しを行うなど将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



4 主な用語・用法

市民と市民等

「市民」は、地方自治法第10条に定める区域内に住所を有する人をいいます。

「市民等」とは、市民のほか、市内に就労、就学する人や市内でまちづくり活動や事業活動を行っている個人、団体としています。

この条例でいう「住民」とは、市内に在住する者(子ども、大人、男女)としています。

「市民等」の用語には統一的な定義は現在ありませんが、この条例ではその地方自治体のまちづくりに対する考え方や参加する側の姿勢などの対応状況や実情に基づき判断されるものとして考えます。したがって、市内に住む人だけでまちづくりを行うことは、十分な効果を期待できない場合もあると考えます。市内に住所を有していなくても市内で就労、就学する人やまちづくり等に参加する人や団体も含めて活動することで、一層効果的なまちづくりを進めることができるという考え方で「市民」とは別に「市民等」として定義を設けました。

また、「市民」は住所を有する住民に限定することが必要な事項は、個別条例等により「市民等」と区別することができ、かつ制限することができます。また、年齢等に制限を設けることが必要な場合も同様です。

なお、条例名を「住民」としていることは、本条例が由布市のまちづくりの推進により、市内に生活する人が幸せに暮らすことのできるまちとなることを願うものであることによります。

「コミュニティ」について

本条例では、第7条「市民等・事業者の役割と責務」第4項・第5項、第11条の「市及び市職員の役割と責務」第3項・第4項、及び第24条の「協働のまちづくり」において、市内で活動するまちづくりに関するさまざまな団体を指し示す語として使用しています。

この語は、近年、政府刊行物をはじめ広範に用いられており、由布市基本構想・基本計画においても使用されています。

国立国語研究所によると、「コミュニティ」という言葉は全国的にも定着に向かっている語であり、そのまま用いることに問題がないとされていますが、一方、高齢者等には言い換えや説明付与が望まれると付記されています。

言い換え語として、地域・共同体・社会等が使用されていますが、いずれも本条例においては、条文の意図を明確に示すものとなり得ないと考えられます。

しかしながら、「コミュニティ」にはさまざまな解釈が生じることから、第2条「用語の定義」第7項で、本条例におけるこの語の意義を、自治会等の例示を付して分かりやすく定義した上で使用しました。

「参画」と「参加」について

「参加」が単に仲間に加わることを意味しているのに対し、「参画」は、積極的、主体的に市民が政策等の企画や決定の各段階に関わり、意見を反映させていくという意义があります。本条例においては、議会や行政が運営の主体となるものについては「参画」を使用し、コミュニティ等、市民が運営の主体となるものについては任意性を尊重し「参加」を用いています。

全文をとおしての用法〈「努める」「努めなければならない」等について〉

この用法については、上位の法律等に明確に規定されるもの、または市民の負託に応える立場として実施すべきことで、包括的に行うべきことについては、義務を表す「…しなければならない」としてあります。憲法に規定される「住民の納税義務」、地方自治法に規定される「基本構想（総合計画）の策定」、個人情報保護法に規定される「個人情報の保護」、地方自治法に定められる第10条第1項の「市長の役割と責務」等があります。市民の負託に応える立場のものとして、第9条第1項の「議員の役割と責務」、第16条第1項の「評価の実施・公開」等があります。

一方、具体的行動を伴う条文で、達成基準が明確でないものや個人によって判断の異なるものについては「努めるものとする」、もしくは「努めなければならない」としてあります。市民等に関する規定については、自由権と任意性を尊重し「努めるものとする」を用いています。議会・行政に関する規定については、市民の負託に応える責務を有することから「努めなければならない」を基本としました。





由布市住民自治基本条例 説明パンフレット

由布市総務部 総合政策課
〒879-5498
大分県由布市庄内町柿原302番地
TEL 097-582-1111
FAX 097-582-3971
<http://www.city.yufu.oita.jp/>

平成22年1月発行